

令和6年度 新宿区地域公共交通会議分科会（第2回） 議事概要

日 時

令和6年8月21日（水） 16時15分～17時50分

場 所

新宿ファーストウエスト3階 C会議室

1 開会

2 情報提供

- ・資料1について事務局が説明を行った。

3 議題

- ・資料2-1～資料2-3について事務局及び運行事業者（関東バス、建設技術研究所。以下「事業者」という。）が説明を行った。

質 疑 1 4点確認したい。

- ①運行車両は1台だが、万が一故障した場合はどのような対応するのか。
- ②運賃の決済、運賃の設定についてはまだということだが、決済方法についてはアプリを使用するのか、または現金を収受するのか。
- ③予約の方法について、アプリは24時間か、電話は何時から何時になるのか。
- ④新宿区のこのエリアは非常に狭い場所があり、他の自治体でも予約した車が待てられないということが問題となっている。現場の意見も確認してほしい。

事業者応答

- ①車両の故障、機器の故障について、今回は事前に予約を受け付ける形になっており、故障で対応ができないときでも利用者は特定できているため、利用者にその旨を直接伝えることを想定している。
- ②決済については、今回はアプリ内での決済は考えておらず、車内での現金収受または交通系ICでの支払いとなる。
- ③予約時間については、アプリは24時間の受付可能となっているが、電話は運行の時間と合わせてオペレーターを配置することを予定している。詳細についてはまだ検討中である。
- ④具体的な待ち時間などについては検討中だが、周知の際に予約時間までに乗降場所に来てもらうことや、予約時間にいない場合はキャンセルとなることもあることも周知していくことで、周辺の交通に迷惑がかからないように運行していく。

質 疑 2 対象者について、対象となる障害者の範囲について詳しく説明していただきたい。
事業者応答 障害者の範囲をとというのは難しいが、一つの判断としては、運転手の手が必要に

ならないというような形で考えている。介助者の方が乗降させていただけるということであれば問題はないと認識している。

車椅子については、今回の車両は車椅子に座ったまま搭乗するというような機能はないため、車椅子での利用は断ることになる。車椅子を折りたたんで入れるのがどのようなかというところについて、検討はしていくが、現状では荷物は個人の膝の上に収まるような範囲での検討になろうかと考えている。

質 疑 3 区への要望となるが、周知に取り組んでいくとのことだが、障害者の人たちは自分たちがどこまで乗れるのかということについて不安がある。本来であれば福祉有償旅客運送の方が良いのだが、最近は運転手不足から断られることも多いと聞いており、本当に移動に困っている。周知するときには、どういう場合に障害者が乗れるのか分かりやすく説明していただきたい。

事務局応答 これまでも新宿区障害者団体連絡協議会の方ともヒアリングをさせていただいている。周知先や周知方法について障害者団体にもご協力いただきながら周知に取り組んでいく。

質 疑 4 先ほど車椅子は折りたたんでもご遠慮いただくような説明があったと思うが、そのような場合の手続きはされているのか。

事業者応答 移動円滑化の除外の申請は行う予定である。

質 疑 5 資料2-3の7ページについて、論点6(1)の「新しい地域交通の選択肢候補」の中に黄色で示されている「相乗りタクシー」と「自家用有償旅客運送(ライドシェア)」の2点について、どのような交通を示すのか具体的に説明いただきたい。

事務局応答 具体的な答えになっていないかもしれないが、資料に書いてあるとおり「相乗りタクシー」は相乗りタクシーで、「ライドシェア」はライドシェアを意図している。

委員応答 こういう文章は人により誤解をするところがある。いま街中で日本版ライドシェアや公的ライドシェアなど言われているが、一般の方にはよく分からないと、私もよく質問を受ける。相乗りタクシーというの、一部全国のタクシーをみればやっているところもあるが、やってない地域もある。新宿区でと捉えるとやっていないので、誤解のある表現は除いたほうが適切である。

事務局応答 記載は整理させていただく。

委員応答 資料は当然議事録として公開はされると思うが、いわゆる議事録公開の範囲で資料として出ていくという理解でよいのか。

事務局応答 議事録として後ほど公開している。

分 科 会 長 例えばライドシェアのような言葉は、マスコミやメディアが勝手な解釈をしてそのまま広まってしまう、その概念が曖昧になってきている。いずれにしても、人によって捉え方の異なる実態のある言葉は注意して使う必要があるので、それだけ申し上げておく。

質 疑 6 資料2-3の採算性についてずっと議論をしてきたところだと思うが、11月から実証運行を始めて3ヶ月程度とのことだが、その後継続するか中止にするかという判断の基本的な考え方を示すことは可能か。

事務局応答 今回の段階では事業者と協議をしているため、現時点での回答は難しい。

質 疑 7 運賃の件で非常に細かいことになるが、近隣のデマンド交通の運賃体系も踏まえると、バス以上タクシー未満のような運賃の考え方なのかと想像しているが、資料2-3の(3)「新しい地域交通の位置づけ」の中で、「なお、料金は道路運送法の改正により当分科会で協議できなくなりましたので、協議運賃分科会で協議します。」とあるが、改正により分科会に設定する流れは重々承知しているが、交通会議でもしっかり意見を出し合うことについては全く問題なく、最終的な決定は分科会になるが、これだと全く運賃について協議ができないような書き方になってしまっている。私の認識が違っているのかもしれないが、見解を確認できればと思う。

事務局応答 運賃の協議については、協議運賃分科会で協議することになる。それに先立って公聴会等を開催しなければならないという規定も追加で出てきているため、東京バス協会を通じて協議させていただくことを想定している。

委員応答 具体的な運賃の協議を複数の事業者が集まる地域公共交通会議の中で行うことは、かねてから利益相反にあたるという意見があった。運賃に対する考え方とかこうしていきいたいとか、基本的なところについて協議とか議論してはいけないということにはなっていないので、方向性を示すことは地域公共交通会議の中でも可能かと考えている。

分 科 会 長 私の認識もそのとおりだが、協議という言葉がどこまでを表すかにもよるが、当分科会で何もできないわけではないので、例えばいくぐらいが適切であろうという意見を出していただくのは私は構わないと思っている。最終的に決定するのは運賃協議会で行うにしても、この交通会議の中でどういう考え方でどのぐらいが適切なんだろうという意見を出し合うことは問題ないと認識しているので、私はそういうふうに進めたいと思っている。

事務局応答 分科会長のおっしゃったとおり、お許し頂けるということであれば、その辺のあたりをご意見いただければと思う。

分 科 会 長 いずれにしても運賃は今後の動向にもかなり影響があり、評価の場合にも関わってくる話なので、議論はきちんとしておく必要があると思っている。

委員応答 令和6年度内の運行を予定していて、その先は考えていくと思うが、仮にそこで運行を終了となった場合は、道路運送法の手続き上、30日前までに届け出の方をさせていただかないといけなくなってくるので、その辺を頭に入れたスケジュールを組んでいただきたい。

質 疑 8 評価について、続けるか続けないかの判断は、どこで誰が決める仕組みなのか。

事務局応答 事業者と区が協定を結んで実施しているため、もしどこかで事業をやめるのであれば、協定に基づいて区と関東バスの間で協議をして決めることになる。もちろん、分科会に報告はさせていただくが、何かお諮りをして決めていただくことは無いものと認識している。

オブザーバー応答 この分科会で議決することではないということか。

事務局応答 実施することはお諮りする必要があるものと認識している。ただし、もし仮にやめることになったときは、それについては私どもが協定の中で決めて、皆さんにご報告するというので、やめることについて皆さんのご了解がないとやめられない

という認識ではない。

オブザーバー応答 繰り返しで申し訳ないが、3ヶ月後に継続する場合は会議に諮るが、やめる場合は会議に諮らないのか。

事務局応答 今回の交通会議で運行計画（案）についてご承諾いただければ、実証運行として最大3年できるものだと認識しているので、もしご了承いただければそのまま継続していく。何か事情があって事業をやめるようなことがあれば、交通会議のご了解を得ないとやめられないという認識ではない。

オブザーバー応答 繰り返しで申し訳ないが、評価についてこの分科会の中で評価をすることはないということか。

事務局応答 利用実績やアンケート調査による利用者の意見は当然報告させていただく。

オブザーバー応答 そうすると、事業者の採算性や利用者数などの評価項目をあらかじめ知ることはできないのか。

事務局応答 評価項目については、現在検討している。少し固まったところで皆様にお示しさせていただきたい。

オブザーバー応答 実証実験が始まる前に示されるという考えで良いか。

事務局応答 明確にいつ示すというのは、具体的に整っている状況ではない。

分科会長 何をもって評価をするかということは、大切である。分科会や交通会議の委員が認識している必要があると思うので、それについてはそのようなタイミングで考えていただきたい。

また、本格運行に移行するかどうかというときには、やはり地域公共交通会議での議決が必要になるので、そのように準備をしていただきたい。その判断のときにそれまでに得た検証のデータを以て判断をすることになるので、認識しておいていただきたい。

質 疑 9 最大3年というのは、区の決まりなのか。

事務局応答 道路運送法 21 条であれば3年ということで、今回は4条だが実証運行の扱いの建付けでいるため、3年というふうに考えている。

質 疑 1 0 今回 AI オンデマンド交通という名前からしてみてもあまり馴染みのないため、そういう新しい交通について多くの人にたくさん乗ってもらうということが本格運行につながるものだと思うが、改めて周知方法を確認したい。

事務局応答 運行区域の町会長をはじめ、様々な関係機関を通じて周知をしっかりとしていく。

分科会長 いろいろご意見、ご質問があったが、基本的にこの運行計画（案）そのものに大きく変更を要するとか、そのような意見はなかったため、この AI オンデマンド交通の運行計画（案）について議決を諮りたい。

分科会委員 委員全員の挙手あり

分科会長 全員一致を得たので、分科会として計画（案）を認めることとする。

4 その他

・2024 年問題に関する意見交換について意見交換を実施（新宿区地域公共交通会議分科会等設置要領第5条第6項に基づき非公開）

5 令和6年度会議の開催日時等

- ・事務局より次回の会議についての案内を行った。

6 閉会